

「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者」とは

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

「臨時休業等」とは

- ・新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校などが臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所などから利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です

※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して出席しなくてもよいと認めた場合は対象となります。

※小学校等全体の休業のみでなく、学年・学級単位の休業や、オンライン授業、分散登校の場合も対象となります。

※子どもの新型コロナワクチン接種の付き添いやその副反応時の休みも対象となります。

「小学校等」とは

- ・小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園または小学校の課程に類する課程を置くものに限る）、特別支援学校（全ての部）

※障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）なども含む。

- ・放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かりなどを行う事業、障害児の通所支援を行う施設など

②新型コロナウイルスに感染した子どもなど、小学校等を休む必要がある（※）子ども

- ・新型コロナウイルスに感染した子ども
- ・新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども（発熱などの風邪症状、濃厚接触者）
- ・医療的ケアが日常的に必要な子ども、または新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患などを有する子ども

※学校の場合は、学校長が出席を停止し、または出席しなくてもよいと認めた場合をいいます。

③対象となる保護者

- ・親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母など）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- ・各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含まれます。

※業種・職種を問わず、事業主に雇用される労働者が対象となります。

よくあるご質問

Q 子の通う小学校では、午前中は登校して授業、午後は在宅オンライン授業となったため、午後から休暇を取得しました。この場合は対象になりますか。

A 対象になります。授業時間の短縮（午前授業・午後授業）により、半日単位や時間単位の休暇を取得した場合も対象になります。

Q 冬休みが延長になった期間は対象になりますか。

A 冬休みが延長された場合、新たに夏休みになった期間は対象になります。

その他の支給要件等は厚生労働省ホームページにて確認ください。

新型コロナ 休暇支援 検索

●小学校休業等対応助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html



フリーランス等、委託を受けて個人で仕事をする方への支援制度（小学校休業等支援金）のお問合せは
小学校休業等対応助成金・支援金コールセンターへ

0120-60-3999（受付時間 9:00～21:00）※土日・祝日含む

臨時休業 個人委託 検索